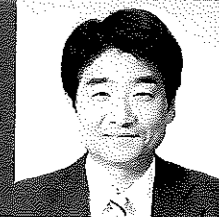


個人型確定拠出年金(iDeCo)のススメ (所得税・住民税)

杉山 盛重の
税務 Q&A



【アドバイザー】 税理士・中小企業診断士・当所専門相談員・当所商工調停士 杉山 盛重

Q 個人型確定拠出年金(iDeCo)とはどのような制度ですか。

A 確定拠出年金は公的年金にプラスして給付が受けられる私的年金であり、事業主が従業員のために掛金を負担する「企業型」と個人が負担する「個人型」の2種類があります。

「個人型」については、平成29年1月から加入者の範囲が拡大され、60歳未満であれば基本的にすべての方が加入できるようになったことから注目されています。

しかし、平成29年5月末時点での加入者は50万人超と、NISA口座数1,000万超には遠く及ばない状況です。

個人型確定拠出年金は、誰もが迎える老後の生活をより豊かなものにするために有用な制度です。以下、すぐにでも始めることができるように具体的に説明します。

1. お勧めの理由は？

拠出、運用、給付の各段階で手厚い税制上の優遇措置があり、税額軽減効果が大きいことがメリットです。

【拠出の段階】

掛金は口座引き落としにより国民年金基金連合会に拠出され、同連合会から送られる「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付して確定申告を行います。その年に拠出した掛金の全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得金額から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

なお、税額軽減額と積立総額は、国民年金基金連合会

のサイトで簡単にシミュレーションできます。

<http://www.ideco-guide.jp/simulation/>

【運用の段階】

掛金の運用益は非課税で再投資されます。

【給付の段階】

老齢給付年金*を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」が、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」がそれぞれ適用され、税額が軽減されます。

万が一、拠出の段階で加入者が死亡した場合は、その遺族が「死亡一時金」として受給し、相続税の課税対象となります。

*障害給付金として受け取る場合は非課税となります。

一方で、次の点に留意する必要があります。

(1) 原則として受給可能年齢(表1:参照)まで引き出すことができません。ただし、積み立ての停止と再開はいつでもできます。

(2) 継続的に運営管理手数料が発生します。

(3) 給付金額は確定し保証されたものではなく、運用実績により異なります。

2. いくらまでできるの？

加入者により毎月の掛金拠出限度額は異なります(表2:参照)。月々の掛金は最低5千円から千円単位で設定でき、その変更は年1回だけ行うことができます。

なお、現行の拠出限度額は月単位で設定されていますが、平成30年1月からは年単位の設定に変更されます。

3. 始めるための手続きは？

次のように、簡単な手続きで新規に加入ができます。

(1) サイトまたは電話で運営管理機関(金融機関、証券会社、保険会社等)から資料を取り寄せ、その中から事務を委託する機関を一社選定します。運営管理機関によって選択できる運用商品の品ぞろえや手数料は異なります。特に、手数料については長い期間発生するため、わずかな差でも総額では大きな差となるので選定の際に

表1

通算加入者等期間 *1	受給可能年齢
10年以上	60歳から
8年以上10年未満	61歳から
6年以上8年未満	62歳から
4年以上6年未満	63歳から
2年以上4年未満	64歳から
1年以上2年未満	65歳から

*1 個人型及び企業型確定拠出年金における加入者・運用指図者の期間の合算。

表2

対象	拠出限度額
第1号被保険者(自営業者やその家族、フリーランス等) *1	月額 6.8万(年間 81.6万円) *2
第2号被保険者(厚生年金の被保険者)	
イ 確定給付企業年金、厚生年金基金、 石炭鉱業年金基金加入者、公務員等共済組合加入者	月額 1.2万(年間 14.4万円)
ロ 企業型確定拠出年金のみの加入者 *3	月額 2.0万(年間 24.0万円)
ハイとロの加入者ではな方	月額 2.3万(年間 27.6万円)
第3号被保険者(専業主婦・主夫など)	月額 2.3万(年間 27.6万円)

*1 農業者年金基金の加入者を除きます。 *2 付加保険料または国民年金基金保険料を合算で計算します。
*3 企業型確定拠出年金の規約に個人型確定拠出年金の加入者になることができる旨が定められている場合に限ります。

比較すると良いでしょう。

(2) 次に、加入申出書などの書類を作成し、本人確認書類を添えて運営管理機関に送付します。

(3) 運営管理機関を通じて、国民年金基金連合会で審査され、加入登録されます。

(4) 加入の登録手続きが完了すると「個人型年金加入確認通知書」「口座開設のお知らせ」「IDおよびパスワードのお知らせ」が届きます。登録までには1~2ヶ月程度かかります。

(5) サイトまたは電話で購入する商品や資産配分を指定します。

4. 会社の年末調整についての補足

会社員など第2号被保険者の掛金拠出は、給与から天引きする方法(①)と加入者名義の口座から引き落としをする方法(②)のいずれかを選択できます。

①の場合、会社は掛金控除後の金額から給与等の源泉徴収税額を算出します。

②の場合、会社は①のような源泉徴収事務は必要ありませんが、従業員から「小規模企業共済等掛金払込証明書」を入手して年末調整を行います。ただし、初回の掛金拠出が10月以降になった場合は、同証明書の発行が

翌年1月となり年末調整に間に合わないため、確定申告をしてもらうことになります。

5. おわりに

個人型確定拠出年金は、拠出段階で現金化できない点をデメリットとする意見もあります。しかし、それにより受給可能年齢まで確実に財産が残ることはメリットになるのです。また、法令で差押え等の対象から除外されています*ので、破産しても守られるのです。このように考えるとリスクを背負って事業を営む自営業者や会社経営者の方には、まさにうってつけの制度ではないでしょうか。

給与収入が1,000万円を超える会社役員や管理職の方は、平成29年度から給与所得控除額が上限220万円となるために課税強化になりますので、税額軽減策の一つになります。

従業員の方にとっては、節税しながら効果的に財産を形成することができる制度になっています。特に、加入年齢が若いほど積立期間が長く有利になりますので、若い従業員の方こそ少額からでもはじめることをお勧めします。

*国税滞納処分による差押えを除きます。

かいぎしよ

9 Sep.
2017/No.690

KAWASAKI



2p

トップの部屋

書類通過率90%!伝説の写真館!!

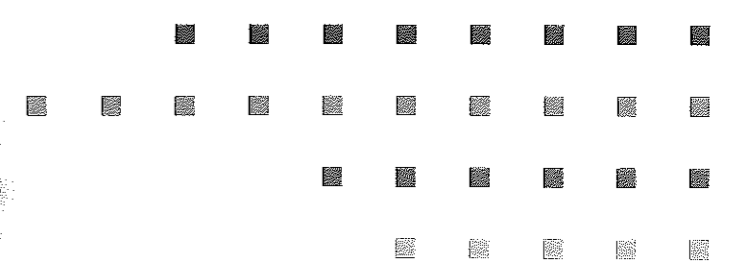
写真ひとすじ真心こめて 記憶に残る写真館に

株式会社写真のたなかや 代表取締役社長 鈴木 克明 氏

16p 会議所情報

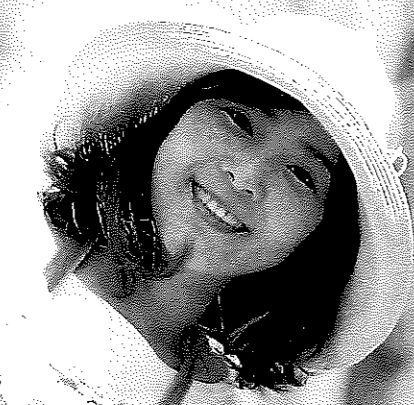
40p 音楽情報 「MUZA ランチタイムコンサート9月」9月27日(水) ほか

41p シネマ情報 「トリガール!」9月1日(金)公開



ASAHI PRINTING

明日へ、未来へ、 よるこびを記録する、映像・印刷があります。



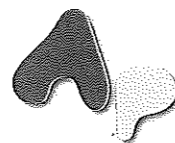
アサヒプリンティングは、
企業・団体を中心に、高品質な
プロモーション映像・DVDビデオ
製作を、企画段階からトータル
サポートいたします。

Creative
Contents

各種印刷物・クリエイティブ制作

- 映像制作 ● 商品・会社PR映像編集
- デジタルサイネージ制作編集
- Web・各種クリエイティブ
- 集客イベント・販促各種イベント

- 印刷 ● チラシ・パンフレット印刷
- 大型サイン・看板類



株式会社 アサヒプリンティング

担当:営業部 谷口 ☎044-344-3531

【本社・工場】 〒210-0851 川崎市川崎区浜町4-3-20
TEL (044)344-3531(代) FAX (044)344-3533

【営業部】 〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-7-1

かいぎしよ

● 発行：平成29年9月1日 ● 発行所：川崎商工会議所/川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル3階
● TEL 044-211-4111(代表) ● 発行責任者：専務理事 小泉 幸洋

(価格：300円(消費税込み))※会員については会費に含まれる (印刷所：株式会社アサヒプリンティング(川崎市川崎区浜町4-3-20))